

【1】 1年間の授業料および学校諸費の納付について（1年次）

(1)平成31年度 学校納付金徴収額一覧表

(納付日)		第1期	第2期	第3期	第4期	合計
		(4月22日)	(7月22日)	(10月21日)	(1月20日)	
①	授業料	29,700	29,700	29,700	29,700	118,800
②	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金	1,930				1,930
	PTA会費	3,600	0	0	0	3,600
	生徒会費	2,000	0	0	0	2,000
	部活動後援会費	500	0	0	0	500
	(注1) 学年費	19,000	0	0	0	19,000
	(注2) 修学旅行積立金	10,000	30,000	30,000	0	70,000
合計		66,730	59,700	59,700	29,700	<u>215,830</u>

※ 「高等学校等就学支援金」を申請して、授業料が無償となった場合
（②の、学校諸費のみ納付していただきます。）

(納付日)		第1期	第2期	第3期	第4期	合計
		(4月22日)	(7月22日)	(10月21日)	(1月20日)	
合計		37,030	30,000	30,000	0	<u>97,030</u>

(注1) 学年費の内訳

(金額は年度当初の予定であり、今後変更することもあります。残額は翌年度に繰り越します。)

項目	金額	項目	金額
行事費(体育祭・文化祭)	2,500	消耗品 (生徒手帳、証明写真、ファイル他)	1,500
校外学習費(春・秋)	6,500	調理実習材料費	1,000
芸術鑑賞費	2,000	通信費・予備費	200
進路指導費(教材・適性検査)	5,300	合計	19,000

(注2) 修学旅行積立金は、1・2年次で合計 97,000 円を納付していただく予定です。
1年次で 70,000 円、2年次で 27,000 円を積立てします。

【2】 「高等学校等就学支援金制度」および「奨学のための給付金制度」

○国の法律改正があり、平成26年度入学生より授業料を徴収することとなりましたが、同時に、保護者の経済的負担を軽減する制度が新しく始まりました。
 どちらも申請書および親権者の収入を証明する書類等の提出が必要です。学校からの連絡にご注意ください。また、申請書の提出は毎年必要です。

・**高等学校等就学支援制度** ⇒ 高等学校**授業料**に関する無償化制度
 (入学時の4月と、毎年6月に申請書を提出)

・**奨学のための給付金制度** ⇒ **学校諸費**に関する給付型制度

【平成31年度の予定】

	高等学校等就学支援金制度	奨学のための給付金制度
支給対象者	親権者の年収の合算が およそ 910 万円未満の世帯	親権者の「市町村民税 所得割額 」が非課税、もしくは生活保護受給世帯
支給額	支援金制度対象となった月の授業料が無償となります。	平成31年度の支給額 生活保護家庭 32,300 円 非課税世帯 82,700 円～129,700 円
支給時期		
支給方法	※ 支援金の振込はありません。 ※ 対象とならなかった場合は、授業料を納めていただくことになります。	ご指定の口座へ、口座振替により給付金が給付されます。
申請時期	・4月※ (1回目) (4月～6月分) ・6月下旬 (2回目) (7月～翌年6月分)	6月下旬
添付書類	・4月・・・親権者の 平成30年度 の市町村民税所得割額を証明する書類 ・6月・・・親権者の 平成31年度 の市町村民税所得割額を証明する書類	・親権者の 平成30年度 の市町村民税所得割額を証明する書類 ・扶養されている兄姉の健康保険証の写しなど